H

その他

HS310D-A
HS310D-W
HS310-A
HS310-W

その他

映像の調整のしかた

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

映像調整は、ナビゲーション画面・別売のバックビューモニター・フロントサイドビューモニター・サイドブラインドモニターの画面で別々に調整することができます。
ナビゲーション画面のときは、明るさ／コントラスト調整ができます。別売のバックビューモニター、フロントサイドビューモニター、サイドブラインドモニターの映像は、色の濃さ／色合い／明るさ／コントラスト調整ができます。

1 メニュー を2秒以上押す。

2 画質調整 をタッチする。

：画質調整画面が表示されます。

画面調整画面

アドバイス

✱（オプション）に"画質調整"を設定している場合は、✱（オプション）を押して画面調整画面を表示することもできます。「オプションボタンの設定をする」G–3

3 調整したい項目(明るさ ／ コントラスト ／ 色の濃さ ／ 色合い)をタッチする。

画質調整画面

4 ◀ ／ ▶ をタッチして、調整する。

■ 明るさ(1～31)調整をする場合

① ▶ をタッチすると明るくなり、
◀ をタッチすると暗くなる。

アドバイス

車のライトをつけているとき(ON時)とライトを消しているとき(OFF時)とで、それぞれ、明るさをメモリーしています。ライトをつけているときの明るさ、ライトを消しているときの明るさを、それぞれ、お好みの明るさに調整してください。

■ コントラスト(1～31)調整をする場合

① ▶ をタッチすると白さが増し、
◀ をタッチすると黒さが増す。

黒さが増す　白さが増す

アドバイス

直射日光の反射などで画面が見えにくいときは、▶ 側へ調整してください。

■ 色の濃さ(1～31)調整をする場合

※バックビューモニター、フロントサイドビューモニター、サイドブラインドモニターのみ

① ▶ をタッチすると濃くなり、
◀ をタッチすると淡くなる。

■ 色合い(1～31)調整をする場合

※バックビューモニター、フロントサイドビューモニター、サイドブラインドモニターのみ

① ▶ をタッチすると緑が強くなり、
◀ をタッチすると赤が強くなる。

赤が強くなる　緑が強くなる

アドバイス

調整は ◀ または ▶ をタッチしつづけると素早く調整できます。
タッチするのをやめると、その値で止まります。
お好みの調整レベルでタッチするのを止めてください。

5 現在地の地図画面に戻るときは、 現在地 を押す。

初期値に戻す

手順 3 (☞ H-2)で、 初期値 をタッチする。

：設定した値が工場出荷時の値に戻ります。

〔映像の調整のしかた〕

その他

メニューの配色を変える

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

MENU画面のボタンや背景の色合いを変えることができます。

1 メニュー を２秒以上押す。

2 メニュー一配色 をタッチする。

：メニュー配色画面が表示されます。

画面調整画面

3 お好みの配色(1 ／ 2 ／ 3)を選択しタッチする。

：３種類の配色パターンが選択できます。

メニュー配色画面

4 現在地の地図画面に戻るときは、 現在地 を押す。

初期値に戻す

上記手順 3 で、 初期値 をタッチする。

：工場出荷時の配色に戻ります。

アドバイス

Quick MENUから設定することもできます。 B-23

音声はそのままで、画面を消す

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

画面を消して、音声のみ聞くことができます。

1 ⏻（AV電源）を２秒以上押す。

：画面のバックライトが消えて、黒くなります。
再度画面を表示する場合は画面をタッチするか、再度 ⏻（AV電源）を押してください。

アドバイス

- バックビューモニターあるいはフロントサイドビューモニター、サイドブラインドモニターが接続されている場合に車のシフトレバーをリバースに入れると、画面消モード中でも、モニター映像に自動的に切り替わります。
  ※シフトレバーをリバース以外に入れると、画面を消す前に表示していたモードの画面を５秒間表示してから画面消モードに戻ります。
- ✱（オプション）に“画面消し”機能を設定している場合、✱（オプション）を押すと画面を消すことができます。再度、✱（オプション）を押すと画面を表示します。「オプションボタンの設定をする」G–3

ボタンの照明について

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

（例）HS310D-A

車のライトをONにすると、本機のボタンの文字（音量）やボタン（AV、メニュー、現在地）、イラスト（▲、↗、⏮、⏭、＋、－、⏻、✱）、ディスプレイ部を開いたときのイラスト（▲）、ディスク挿入口、SDカード挿入口が点灯します。

ナビゲーション画面を表示したままで音楽を聞く

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

ナビゲーション画面表示中にルート案内等をしながら、DVD、FM、AM、TV／iPodビデオの音声やMUSIC STOCKER、CD／MP3／WMA、iPod、SD、Bluetooth Audioの音楽を聞いたりすることができます。

1 現在地表示時に AV を押す。

：AV SOURCE画面が表示されます。

2 聞きたいモード(CD／DVD ／ FM ／ AM ／ SD ／ iPod ／ MUSIC STOCKER ／ Bluetooth Audio ／ TV ／ VTR ／☆ AUX)をタッチする。

：選択したモードの音声／音楽が再生されます。

AV SOURCE画面

3 現在地 を押す。

：ナビゲーション画面に戻ります。

FMを選んだ場合

FMモード選択中

アドバイス

- ナビゲーション画面の情報バーにMUSIC STOCKER、CD／MP3／WMA／iPod、SD、Bluetooth Audioで再生中の曲名やDVDのタイトル・チャプター番号、FM／AMの周波数、TVで選択中の放送局名などを表示することができます。「表示項目の設定をする」F–7
- 音量調整や早送り／早戻しなどは、ナビゲーション画面のままでもできます。
- 上記手順 **1** で、すでにAVモードを起動している場合は AV は2回押します。
- 音楽／音声の再生を止めるには ⏻ (AV電源)を押してください。

☆印…HS310D-W／HS310-Wの場合

ナビゲーション画面から他のモードに替える

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

1 **地図画面でAV OFFの場合は AV を1回押し、地図画面でAVモードを起動している場合は AV を2回押す。**

：AV SOURCE画面が表示されます。

2 **表示したいモード(CD／DVD ／ FM ／ AM ／ SD ／ iPod ／ MUSIC STOCKER ／ Bluetooth Audio ／ TV ／ VTR ／☆ AUX)をタッチする。**

：各モード画面が表示(ナビゲーションと同時起動)されます。

AV SOURCE画面

CDを選んだ場合

アドバイス

- ナビゲーション画面を表示するには 現在地 を押してください。
- 現在地 を押すと、ナビゲーション画面を表示させルート案内等をさせながら、DVD、FM、AM、TV、iPodビデオの音声やMUSIC STOCKER、CD／MP3／WMA、AUX☆、iPod、SD、Bluetooth Audioの音楽を聞いたりすることができます。
  また、情報バーにAudio情報などを表示するように設定することもできます。「表示項目の設定をする」F-7
- 情報バーには道路名(周辺の住所)、目的地への到着予想時刻、残距離表示と現在選択しているモードのマークを表示します。

☆印…HS310D-W／HS310-Wの場合

ルート案内時の注意点(1)

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

■表示されるルートは最短ルートをとらない場合があります。

■道路は日々変化しており、地図ソフト作成時期の関係から、形状、交通規制などが実際と異なる場合があります。必ず実際の交通規制に従って走行してください。

■ルート探索中は、車両走行にともなう地図の移動が遅れることがあります。

■ルート探索終了後、探索されたルートが表示されるまでに時間がかかることがあります。

■目的地および経由地に到着してもルートが消えない場合があります。新しいルートを探索するか、ルート削除をしたときにルートは消えます。

■再探索をしたとき、通過したと判断した経由地に戻るルートは探索しません。

■ルート表示時に地図を移動させると、ルートの再表示に時間がかかることがあります。

■距離優先でルート探索をした場合、細い道路の通過や有料道路の乗り降りを繰り返すことがあります。

■距離優先でルート探索をした場合でも、出発地、目的地の近くでは、安全のため通りやすい基本道路を優先するので、距離優先とならない場合があります。

■道路が近接している所では、正確に位置を設定してください。特に、上り、下りで道路が別々に表示されているような場所では、進行方向に注意して道路上に目的地や経由地を設定してください。

■経由地が設定されている場合は、各経由地間のルートをそれぞれ別々に探索していますので、以下のようになることがあります。

- どれか1か所でもルートが探索できなかったときは、全ルートが表示されません。
- 経由地付近でルートがつながらないことがあります。
- 経由地付近でUターンするルートが表示されることがあります。
- 距離優先での探索でも、細街路(白色(細線)の道路)は、通行の安全上、最短ルートとならない場合があります。
- 現在地および目的地(経由地)付近における細街路(白色(細線)の道路)を使用したルートについては、音声での案内は行ないません。地図上のルート表示を確認のうえ、実際の交通規制に従って走行してください。
- 細街路(白色(細線)の道路)から、それ以外の道路に出るルートおよび細街路に入るルートでは交通規制を考慮していないので、現地では十分確認のうえ、実際の交通規制に従って走行してください。

■以下のような場合、ルートが探索できないことがあります。

- 現在地と目的地が遠すぎる場合。
  この場合は目的地をもう少し近づけてから再度ルート探索してください。
- 交通規制で目的地や経由地まで到達できない場合。
- 極度に迂回したルートしかない場合。
- その他、条件によってはルート探索できない場合があります。

■以下のようなルートが表示されることがあります。

- ●ルート探索しても、自車マークの前または後からルートが表示されることがあります。
- ●目的地を設定しても、目的地の前または後にルートが表示されることがあります。
- ●ルート探索しても、他の道路からのルートを表示することがあります。
この場合は自車マークが現在地とずれている可能性がありますので、自車マークが正しい道路上に戻ってから、再度ルート探索を行なってください。
- ●登録地、案内情報から呼び出した地点をそのまま目的地や経由地に設定すると、遠回りなルートを表示することがあります。修正する場合は、進行方向などに注意して設定してください。インターチェンジ(IC)やサービスエリア(SA)などのように上りと下りの道路が別々になっている場所では、特にご注意ください。
- ● 一般優先 に表示をしてルート探索させても、有料道路を通るルートが設定される場合があります。
ルートを修正したいときは、一般道路上に経由地を設定して再度ルート探索を行なってください。
- ●陸路のみで目的地に到着できるときや 探索条件 の設定でフェリーを優先 する に設定していなくても、フェリー航路でのルートが設定される場合があります。ルートを修正したいときは、陸路に経由地を設定して再度ルート探索を行なってください。
- ●フェリー航路は、旅客のみ、二輪車のみの航路を除いた主なものがルート設定可能ですが、目安としてお考えいただき、実際の所要時間、運行状況などをご確認の上、利用してください。

ルート案内時の注意点(2)

自車マークの表示誤差について

自車マークの現在地や進行方向は、以下のような走行条件などによってずれることがあります。
故障ではありませんので、しばらく走行を続けると正常な表示に戻ります。

アドバイス

エンジンを始動してすぐ車を動かしたときも、自車マークの向きがずれることがあります。

出発地・経由地・目的地の設定について

経由地、目的地の登録のポイント

**経由地、目的地は必ず最詳細地図で設定してください。
最詳細地図で設定しなかった場合、次のように設定したい場所とはちがう位置に設定してしまう場合があります。**

例)高速道路のPAに経由地を設定した場合

目的地方向と逆のPAに設定され、正しいルートが作れないことがあります。

最詳細地図で見てみると…

例)中央分離帯のある一般道路に目的地を設定した場合

目的地と逆の車線に設定されたり、遠回りルートを設定することがあります。

例)設定したい経由地付近に細街路がある場合

立ち寄りたい地点とは別の道路上に設定され、正しいルートが作れないことがあります。

**経由地は最詳細地図で目的地方向上にあるPA、車線側に設定してください。
目的地は最詳細地図で、車線等を確認して設定してください。
経由地／目的地は、交差点には設定しないでください。**

メニューの検索で施設の地図を探した場合

例)「施設の名称で地点を探す」で“○○水族館”の地図を表示し、目的地を登録した場合

目的地マークに一番近い道路であるため、川向こうのこの道路上の地点が、ルート探索の実際の目的地になります。

出発地／経由地／目的地のマークは施設上に登録されますが、ルート探索の実際の出発地／経由地／目的地は、登録した地点に一番近い探索データのある道路上の地点となります。このため、意図したルートとはちがうルートが設定される場合があります。
これを避けるには、最詳細地図で、探索データのある道路のうち、お好きな道路上(目的地方向の車線側)に登録してください。

アドバイス

出発地／経由地／目的地を登録した地点から直線距離で一番近い道路がルート探索の実際の出発地／経由地／目的地になります。

経由地を使って上手にルートを作る

例)ルートの途中に立ち寄りたい場所があるとき

経由地を設定しない場合、立ち寄りたい場所を通らないルート(- - - - ▶)を作ることがあります。

経由地 1
目的地
出発地 S
温泉に寄りたい

例)経由地は出発地(現在地)から近い順に、1、2、3…と、設定してください。

例)希望する高速道路インターから乗りたい(降りたい)場合

希望するICの入口(出口)に経由地を設定します。
経由地を設定しない場合は、希望しないインターを選ぶことがあり、遠回りのルート(- - - - ▶)を選ぶことがあります。

地図ソフトについて(1)

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

株式会社ゼンリンからお客様へのお願い

「本機」に格納されている地図データおよび検索情報等のデータの製作にあたって、毎年新しい情報を収集・調査していますが、膨大な情報の更新作業を行うため収録内容に誤りが発生する場合や情報の収集・調査時期によっては新しい情報の収録がなされていない場合など、収録内容が実際と異なる場合がありますので、ご了承ください。

重　要　!!

本使用規定(「本規定」)は、お客様と株式会社ゼンリン(「弊社」)の間の「本機」(「機器」)に格納されている地図データおよび検索情報等のデータ(「本ソフト」)の使用許諾条件を定めたものです。本ソフトのご使用前に、必ずお読みください。本ソフトを使用された場合は、本規定にご同意いただいたものとします。

使　用　規　定

1．弊社は、お客様に対し、機器の取扱説明書(「取説」)の定めに従い、お客様が管理使用する機器１台に限り本商品を使用する権利を許諾します。

2．お客様は、本ソフトのご使用前には必ず取説を読み、その記載内容に従って使用するものとし、特に以下の事項を遵守するものとします。

（1）必ず安全な場所に車を停車させてから本ソフトを使用すること。

（2）車の運転は必ず実際の道路状況や交通規制に注意し、かつそれらを優先しておこなうこと。

3．お客様は、以下の事項を了承するものとします。

（1）本ソフトの著作権は、弊社または弊社に著作権にもとづく権利を許諾した第三者に帰属すること。

（2）本ソフトおよび本ソフトを使用することによってなされる案内などは、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすものではなく、また、全て正確かつ完全ではないこと。弊社は、このような場合においても本ソフトの交換・修補・代金返還その他の責任を負わないこと。

（3）弊社は、本ソフトに関する損害賠償責任を、弊社の故意または重過失による場合を除き、一切負わないこと。なお、この規定は、本ソフトに関する弊社の損害賠償責任のすべてを規定したものとすること。

4．お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。

（1）本規定で明示的に許諾される場合を除き、本ソフトの全部または一部を、複製、抽出、転記、送信することまたは２台以上の機器で使用すること。

（2）第三者に対し、有償無償を問わず、また、譲渡･レンタル･リースその他方法の如何を問わず、本ソフト(形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む。)の全部または一部を使用させること。

（3）本ソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること、その他のこれらに準ずる行為をすること。

（4）その他本ソフトについて、本規定で明示的に許諾された以外の使用または利用をすること。

安全上のご注意（交通事故防止等安全確保のために必ずお守りください）

運転者は、走行中に操作をしないでください。
運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

操作は、安全な場所に車を停止させてからおこなってください。
安全な場所以外では追突、衝突されるおそれがあります。

運転中は、画面を注視しないでください。
運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

常に実際の道路状況や交通規制標識・標示などを優先して歩行、走行してください。
本ソフトに使用している地図データ・交通規制データ、経路探索結果、音声案内などが実際と異なる場合があるため、運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

一方通行表示については、常に実際の交通規制標識・標示を優先して運転してください。
一方通行表示はすべての一方通行道路について表示されているわけではありません。また、一方通行表示のある区間でも実際にはその一部が両面通行の場合があります。

本ソフトを救急施設などへの誘導用に使用しないでください。
本ソフトにはすべての病院、消防署、警察署などの情報が含まれているわけではありません。また、情報が実際と異なる場合があります。そのため、予定した時間内にこれらの施設に到着できない可能性があります。

【収録情報について】

- この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しています。（承認番号平20業使、第204-325号）
- この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H・1-No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を使用しています。（承認番号 国地企調発第78号 平成16年4月23日）
- この地図の作成にあたっては、財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しています。（測量法44条に基づく成果使用承認07-173）
- 本ソフトに使用している交通規制データは、道路交通法および警察庁の指導に基づき全国交通安全活動推進センターが公開している交通規制情報を利用して、MAPMASTERが作成したものを使用しています。
- 本ソフトを無断で複写・複製・加工・改変することはできません。
- 本ソフトに使用している電話番号検索はタウンページ2009年11月のものを使用しています。
- VICS® は財団法人道路交通情報通信システムセンターの登録商標です。
- 本ソフトで表示している経緯度座標数値は、日本測地系に基づくものとなっています。

地図ソフトについて(2)

- 道路データは、高速、有料道路においてはおおむね2009年12月、国道、都道府県道についてはおおむね2009年9月までに収集した情報をもとに製作しておりますが、表示される地図が現場の状況と異なる場合があります。
  - ◆リアル3D交差点 …… ルート案内時、東・名・阪の主要交差点をリアルデザインで案内します。（約1730交差点、約5530画像）
    ※すべての交差点において収録しているわけではありません。
  - ◆JCTビュー………… ルート案内時、自動的に高速・首都高速・都市高速のJCTをリアルデザインで案内します。（約3830ヶ所、約7670方面）
  - ◆方面看板……………… ルート案内時、国道をはじめとした一般道の行き先案内を表示します。（全国の主要交差点）
    ※すべての交差点において収録しているわけではありません。
- 細街路規制データは、おおむね2009年7月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される規制データが現場の状況と異なる場合があります。
- 経路探索は、2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の主要な道路において実行できます。ただし、一部の道路では探索できない場合があります。また、表示された道路が現場の状況から通行が困難なときがあります。現場の状況を優先して運転してください。
- 交通規制は、普通自動車に適応されるもののみです。また、時間・曜日指定の一方通行が正確に反映されない場合もありますので、必ず実際の交通規制に従って運転してください。
- 「市街地図」データは(株)ゼンリン発行の住宅地図に基づき作成しております。なお、「市街地図」は地域により作成時期が異なるため、一部整合が取れていない地域があります。また、「市街地図」収録エリアにおいては、データの整備状況により一部収録していない地域があります。
- 電話番号検索データはタウンページ(2009年11月発行)をもとに作成しています。タウンページは、NTT東日本およびNTT西日本の商標です。
- 本ソフトに使用している渋滞統計情報は、過去の統計情報を基にした渋滞情報表示となります。(予測データ提供元:NTTデータ　予測の基となる情報:JARTIC／VICSセンター)なお、ご使用のカーナビゲーション機器によっては、渋滞統計情報が表示されない場合があります。
- VICSリンクデータベースの著作権は、(財)日本デジタル道路地図協会、(財)日本交通管理技術協会に帰属しております。なお、本ソフトは、全国47都道府県のVICSレベル3対応データを収録しております。VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印等)の地図上への表示は毎年、追加・更新・削除され、その削除された部分は経年により一部の情報が表示されなくなることがあります。
  ※収録エリアには2010年5月時点でVICSサービスが開始されていないエリアも含まれております。VICSサービスの開始時期については(財)道路交通情報通信システムセンターまでお問い合わせください。

VICSに関するお問い合わせ

(財)道路交通情報通信システムセンター　サービスサポートセンター

電話番号：0570-00-8831
電話受付時間：9：30～17：45(土曜、日曜、祝日を除く)
※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。
※PHS、IP電話等からはご利用できません。
FAX：03-3592-5494

【本ソフトの情報について】

本ソフトは、おおむね以下の年月までに収集された情報をもとに作成しております。

■道路：2009年12月(高速・有料道路)／2009年9月(国道・都道府県道)

■交通規制[※1]　：2009年11月　■住所検索　　：2009年11月　■電話番号検索：2009年11月

■郵便番号検索：2009年11月　■ジャンル検索：2009年10月　■高速・有料道路料金[※2]：2009年12月

■市街地図　　：2009年7月

※1：交通規制は普通自動車に適用されるもののみです。

※2：料金表示は、ETCを利用した各種割引などは考慮していません。

【VICSレベル3対応データ収録エリア】全国47都道府県

※ただし、収録エリアには2010年5月時点でVICSサービスが開始されていないエリアも含まれております。VICSサービスの開始時期については(財)道路交通情報通信システムセンターまでお問い合わせください。

本ソフトについてのお問い合わせ先

株式会社 ゼンリン カスタマーサポートセンター

フリーダイヤル 0120-210-616

受付時間 10:00～17:00　月～金(祝日・弊社指定休日は除く)

2010年5月発行　製作／株式会社ゼンリン

市街地図(5m/12m/25mスケール)の収録エリア(1)

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

90%以上収録地域 → 無印、50%以上収録地域→ □ 、50%未満収録地域→ ■

都道府県	収録エリア
北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、釧路町、岩見沢市、網走市、留萌市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、江差町、斜里町、伊達市、白老町、音更町、北斗市、池田町、洞爺湖町、新ひだか町、清水町、芽室町、幕別町、七飯町、八雲町、岩内町、余市町、奈井江町、鷹栖町、東神楽町、美瑛町
青森県	三沢市、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、藤崎町、大鰐町、東北町、つがる市、平川市、野辺地町、田舎館村
岩手県	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、岩手町、滝沢村、一関市、紫波町、矢巾町、大槌町、山田町、岩泉町、八幡平市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
宮城県	多賀城市、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、名取市、岩沼市、大河原町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町、色麻町、加美町、登米市、栗原市、東松島市、美里町、大崎市、蔵王町、村田町、柴田町、亘理町、大和町、大衡村、涌谷町
秋田県	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、五城目町、井川町、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、八郎潟町
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、高畠町、川西町、庄内町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、桑折町、国見町、本宮市、鏡石町、西郷村、矢吹町、小野町、田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、会津美里町、石川町、玉川村、三春町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、取手市、ひたちなか市、五霞町、境町、守谷市、利根町、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、茨城町、大洗町、東海村、鉾田市、神栖市、阿見町、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、常総市、つくばみらい市、小美玉市、河内町、城里町、大子町、美浦村、八千代町
栃木県	宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、都賀町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、西方町、茂木町、藤岡町、岩舟町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、桐生市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、東吾妻町、嬬恋村、草津町、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、下仁田町、昭和村
埼玉県	川越市、熊谷市、川口市、さいたま市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ケ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、鶴ケ島市、吉川市、三芳町、毛呂山町、鷲宮町、松伏町、行田市、秩父市、東松山市、羽生市、鴻巣市、坂戸市、幸手市、日高市、伊奈町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、杉戸町、ふじみ野市、ときがわ町

千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、銚子市、館山市、成田市、東金市、鴨川市、君津市、富津市、酒々井町、富里市、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、山武市、横芝光町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、南房総市、匝瑳市、香取市、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、いすみ市
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町、日の出町、あきる野市、檜原村、奥多摩町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、愛川町、秦野市、座間市、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
新潟県	新潟市、三条市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、見附市、村上市、田上町、湯沢町、妙高市、南魚沼市、胎内市、弥彦村
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県	野々市町、内灘町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、津幡町、かほく市、白山市、能美市、志賀町、川北町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市、鯖江市、坂井市、美浜町、高浜町、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、永平寺町、越前町、おおい町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、増穂町、昭和町、富士河口湖町、上野原市、甲州市、市川三郷町、中央市、鰍沢町、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村
長野県	松本市、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、軽井沢町、御代田町、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、白馬村、坂城町、小布施町、山ノ内町、筑北村、安曇野市、原村、飯島町、中川村、宮田村、喬木村、豊岡村、波多町、山形村、池田町、松川村、高山村
岐阜県	岐阜市、多治見市、岐南町、関ヶ原町、神戸町、大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、下呂市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、笠松町、坂祝町、富加町、飛騨市、本巣市、郡上市、海津市、北方町、輪之内町、安八町、養老町、垂井町、揖斐川町、大野町、池田町、川辺町、八百津町、御嵩町
静岡県	浜松市、沼津市、富士市、静岡市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、御前崎市、吉田町、菊川市、森町、新居町、伊豆の国市、牧之原市

市街地図の収録エリア

その他

市街地図(5m/12m/25mスケール)の収録エリア(2)

90%以上収録地域 → 無印、50%以上収録地域→ □、50%未満収録地域→ ■

府県	市町村
愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、豊山町、清須市、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、一色町、幸田町、三好町、豊橋市、半田市、豊川市、常滑市、新城市、美浜町、吉良町、幡豆町、小坂井町、愛西市、北名古屋市
三重県	津市、松阪市、いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、玉城町、度会町、志摩市、伊賀市、木曽岬町、朝日町、川越町、多気町、明和町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	近江八幡市、草津市、大津市、彦根市、長浜市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、安土町、日野町、竜王町、米原市、高島市、東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町
京都府	城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、木津川市、精華町、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、長岡京市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹後市、南丹市、大山崎町、伊根町、与謝野町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、田尻町、高槻市、河内長野市、泉南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、播磨町、福崎町、太子町、上郡町、神戸市、姫路市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、猪名川町、稲美町、淡路市、南あわじ市、養父市、丹波市、宍粟市、朝来市、たつの市、多可町、香美町、新温泉町、加東市、市川町、神河町
奈良県	奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、明日香村、大和高田市、大和郡山市、天理市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、安堵町、川西町、宇陀市、三宅町、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村
和歌山県	和歌山市、海南市、岩出市、かつらぎ町、湯浅町、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、白浜町、那智勝浦町、紀の川市、有田川町、高野町、紀美野町、九度山町、広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、上富田町、太地町、串本町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、三朝町、日吉津村、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、斐川町、東出雲町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、備前市、早島町、勝央町、久米南町、津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、奈義町、西粟倉村、美作市、吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美咲町、浅口市
広島県	呉市、尾道市、福山市、府中市、府中町、坂町、江田島市、広島市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、安芸高田市
山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、和木町、平生町、周防大島町、田布施町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町、三豊市、小豆島町、三木町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、松前町、砥部町、伊方町、久万高原町、西予市、東温市、内子町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、佐川町、梼原町、四万十市、香南市、香美市、四万十町、黒潮町、いの町、越知町
福岡県	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、中間市、小郡市、春日市、宗像市、志免町、粕屋町、水巻町、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、那珂川町、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、二丈町、志摩町、うきは市、大刀洗町、苅田町、吉富町、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、鞍手町、大木町、築上町、みやま市、小竹町、桂川町、筑前町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福地町、みやこ町
佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、白石町、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
長崎県	佐世保市、時津町、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、波佐見町、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、長与町、南島原市、東彼杵町、川棚町、佐々町
熊本県	熊本市、玉名市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、植木町、大津町、菊陽町、合志市、益城町、阿蘇市、南小国町、小国町、上天草市、宇城市、高森町、天草市、城南町、玉東町、長洲町、御船町、嘉島町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町
大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町、国東市、日出町
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、三股町、高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、さつま町、加治木町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、与那原町、南風原町、石垣市、うるま市、宮古島市、南城市、八重瀬町

アドバイス

- 地図ソフトの更新により収録エリアは変わります。
- 収録されている市街地図データの調査終了時期は一部を除き、2009年7月です。

細街路(主要市区町村道路)探索エリア

細街路(主要市区町村道路)を含めたルートの探索を行なうことができます。
探索されたルートは細街路中では黄色で表示されます。

注意 せますぎて、自動車が通行できない細街路を案内することがあります。
運転の際は現地の状況にしたがってください。

地図に表示される記号

地図表示記号(例)

- 都道府県庁舎・北海道支庁庁舎(灰色)
- 市役所・特別区庁舎(灰色)
- 町村役場・政令指定都市区役所庁舎
- 官公署・市町村役場支所(出張所)
- 消防署(含む：分署・支署・出張所)
- 自衛隊
- 学校
- 病院
- 警察署・交番・駐在所
- 図書館
- 海水浴場・(湖水、池)水泳場
- ホテル・旅館・宿泊施設
- 史跡・旧跡、観光名所
- 神社
- 教会
- 城跡
- 郵便局
- 銀行
- 飛行場・空港
- 港
- フェリーターミナル
- ファミリーレストラン
- 山頂
- 工場
- 一方通行記号
- 交差点
- サービスエリア
- パーキングエリア
- インターチェンジ
- ジャンクション
- 料金所
- ランプ(出入口)
- ランプ(出口専用)
- 駐車場
- 運動施設
- サッカースタジアム
- 墓地
- 冬季通行止め
- その他目標施設
- JRA競馬場・ウィンズ
- ガソリンスタンド
- 展望タワー
- 動物園
- 植物園
- 水族館
- ゴルフ場
- スキー場
- 遊園地・テーマパーク
- テーマパークゲート
- キャンプ場
- スタジアム
- 公園
- マリーナ

道路の表示色

青色：高速道路、有料道路
赤色：国道
緑色：主要地方道、県道
灰色(太線)：一般道、細街路(経路案内対象)
灰色(細線)：細街路(経路案内対象外)
青色(破線)：フェリー航路
※灰色(破線)はルート探索できません。
※市街地図の場合、上記と異なる色で表示されます。
※計画道路
- 建設中などで、地図ソフト作成時点で未開通の道路は計画道路として表示されます。
- 市街地図では計画道路も実線表示している箇所がありますが、ルート探索の対象となりません。

立体アイコン(例)

	東京タワー
	サンシャイン 60
	神宮球場
	松江城
	日本武道館
	横浜ランド マークタワー
	東京都庁 (第一庁舎)
	通天閣
	金閣寺
	原爆ドーム

VICSの概要

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

VICSはVehicle Information and Communication System（道路交通情報通信システム）の略です。「*VICS*」および「VICS®」は財団法人道路交通情報通信システムセンターの商標です。

〈概念〉

道路交通にかかわる様々な情報を、直接車載機にリアルタイムに提供することにより、ドライバーが適切なルートを選ぶことができ、その結果として、車の流れの分散、渋滞の緩和が促され、道路交通の安全性、円滑性が向上することを目的としています。

〈システム概要〉

このシステムは、（財）道路交通情報通信システムセンター（VICSセンター）＊1から、3種類のメディア（電波ビーコン、光ビーコン、FM多重放送）＊2を使ってリアルタイム＊3に送られてくる道路交通情報（渋滞、事故、工事、所要時間、駐車場など）を、車載機で受信、表示するというものです。表示形態は文字情報表示（レベル1）、簡易図形表示（レベル2）、地図表示（レベル3）の3段階あります。

本機では、FM多重放送のVICS情報を受信し、レベル1～3を表示します。電波ビーコンや光ビーコンからのVICS情報を受信するには、別売のビーコンキットが必要です。
※本書および画面表示では、VICS情報を“交通情報”とも呼んでいます。

＊1 （財）道路交通情報通信システムセンター（VICSセンター）は、警察庁、総務省、国土交通省を主務官庁とする公益の財団法人です。
＊2 FM多重放送では広域情報を提供します。主として、電波ビーコンは高速道路に、光ビーコンは一般道路に設置されており、走行している場所に即した情報を提供します。
＊3 通信処理のため、5分程度の遅れはあります。

〈サービスエリア〉

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、京都府、兵庫県、長野県、広島県、福岡県、宮城県、北海道（札幌地区、旭川地区、函館地区、釧路地区、北見地区）、静岡県、群馬県、岡山県、福島県、沖縄県、宮崎県、岐阜県、三重県、山口県、茨城県、和歌山県、滋賀県、奈良県、栃木県、山梨県、新潟県、石川県、熊本県、大分県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、福井県、富山県、山形県、秋田県、青森県、島根県、鳥取県、岩手県、全国の高速道路（電波ビーコン）で展開されています。（平成22年3月1日現在）

〈情報提供時間〉

ビーコン……24時間
FM多重放送……24時間（ただし、第1、第3日曜日の翌日の月曜日、
午前1時～午前5時までは放送を休止する場合があります。）

〈情報の更新について〉

おおむね、5分間隔で更新されます。

〈FM文字多重放送の一般情報（番組）の道路交通情報とのちがいについて〉

一般情報の道路交通情報が30分ごとに手入力されるのに対して、VICSではリアルタイムに情報を提供しています。

〈VICSリンクデータベースの著作権について〉

VICSリンクデータベースの著作権は（財）日本デジタル道路地図協会、（財）日本交通管理技術協会が有しています。

＊VICSリンク：各メディアを介して車両へ道路交通情報を提供する際、道路の統一的な表現手段として「VICSリンク」を定義しています。リンクは道路ネットワークを交差点、インターチェンジ、ジャンクション、分岐点、合流点等の適切な分割点（ノード）で分割し、その分割単位に付番したものであり、道路ネットワーク上の道路交通情報の表現が的確かつ効率的に行えます。

＊VICSリンクデータベース：VICSリンクと（財）日本デジタル道路地図協会が製作しているデジタル地図との対応テーブル。

〈VICSに関する問い合わせ先について〉

問い合わせの内容によって、下記のように問い合わせ先が異なります。

問い合わせ先 / 問い合わせ項目	お買い上げの販売会社	VICSセンター＊（東京センター）
VICSの概念、計画		○
レベル1の表示内容		○
レベル2の表示内容		○
レベル3の表示内容	○	
サービスエリア	○	
受信可否	○	
車載機の調子、機能、使い方	○	

＊VICS関連商品、VICS情報の受信エリアや内容の概略、レベル3（地図）表示の内容に関することはお買い上げの販売会社へお問い合わせください。

＊VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは（財）VICSセンターへお問い合わせください。（ただし、レベル3（地図）表示の表示内容は除く。）

（財）VICSセンター

電話受付時間　9：30～17：45（土曜、日曜、祝祭日を除く）

電話番号　【東京センター（お客様問い合わせ窓口）ユーザー問い合わせ番号】

0570-00-8831

※PHSからはご利用できません。

全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

【PHS専用問い合わせ番号】

(03)3592-2033または(06)6209-2033

FAX受付時間　24時間

FAX番号　(03)3592－5494

〈使用上のご注意〉

● 提供された情報と実際の交通規制が異なる場合は、実際の交通規制に従ってください。
● 提供される情報はあくまでも参考情報です。
● 提供されるデータ等は最新情報でない場合があります。

VICS情報有料放送サービス契約約款

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

第1章　総　　則

(約款の適用)

第1条　財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条　当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)　VICSサービス
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス

(2)　VICSサービス契約
当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約

(3)　加入者
当センターとVICSサービス契約を締結した者

(4)　VICSデスクランブラー
FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章　サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条　VICSサービスには、次の種類があります。

(1)　文字表示型サービス
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス

(2)　簡易図形表示型サービス
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス

(3)　地図重畳型サービス
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条　当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

第3章　契　　約

(契約の単位)

第6条　当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条　VICSサービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域(全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内)とします。ただし､そのサービス提供区域であっても、電波の受信によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条　VICSサービスは、VICS対応FM受信機(VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条　加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条　加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条　当センターは､次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

(1)　加入者がVICSデスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき

(2)　加入者の所有するVICSデスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条　当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。

2　第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第4章　料　　金

(料金の支払い義務)

第13条　加入者は、当センターが提供するVICSサービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表に定める定額料金の支払いを要します。なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第5章　保　　守

(当センターの保守管理責任)

第14条　当センターは、当センターが提供するVICSサービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第15条　当センターは、放送設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、VICSサービスの利用を中止することがあります。

2　当センターは、前項の規定によりVICSサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章　雑　　則

(利用に係る加入者の義務)

第16条　加入者は、当センターが提供するVICSサービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)

第17条　当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由によりVICSサービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICSサービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。但し、当センターは、当該変更においても、変更後3年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICSサービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。

2　VICSサービスは、FM放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機によるVICSサービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3年以上の期間を持って、VICSサービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

〔別表〕視聴料金　315円(うち消費税15円)
ただし、車載機購入価格に含まれております。

ETCシステム利用規程(1)

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

(目的)

第1条　この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴集事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「省令」といいます。)第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。)が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

(遵守事項)

第2条　無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み(以下「ETCシステム」といいます。)を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。)は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

(利用に必要な手続き)

第3条　ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続きを行わなければなりません。

一　ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード(車載器(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。)に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。)に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。)を発行する者に定める手続によりETCカードの貸与を受けること。

二　ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三　前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取付けること。

四　省令第4条第1項第3号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること(以下「セットアップ」といいます。)ただし、二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。)を含みます。)をいいます。以下同じです。)でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

(車載器の取扱い)

第4条　車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

2　車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはいけません。

3　車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた車両のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。)が変更になった場合、車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の車両に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

（ETCカードの取扱い）

第5条　ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

2　ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。

3　有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

（利用方法）

第6条　ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線（以下「ETC車線」といいます。）を通行してください。

（ETCシステムの利用制限等）

第7条　ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

（通行上の注意事項）

第8条　ETCシステムを利用する者は、ETC車線（スマートIC（地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行者のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線を除きます。）を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　車線表示板（料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ETC」若しくは「ETC専用」（これらの表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車しか通行できません。）又は「ETC／一般」（この表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車及びいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両（道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。）が通行できます。）と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。

二　ETC車線内は徐行して通行すること。

三　前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC／一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。

四　路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP　停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。

五　路側表示器の表示が「STOP　停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。

六　路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

七　他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。

ETCシステム利用規程(2)

2　ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。

二　他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。

三　開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

四　開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。

3　二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、前２項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一　案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なETC車線であることを確認し、進入すること。

二　案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。

三　蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、１台ずつまっすぐに進入すること。

4　二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でETCシステムを利用する者は、車線表示板に「ETC」若しくは「ETC専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第１項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETC取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。

5　係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

（ETCシステムを利用しない場合の通行方法）

第9条　ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示があるETC車線及びスマートICの車線に進入してはいけません。誤ってこれらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

（通行料金の計算）

第10条　ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

（免責）

第11条　ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

（別の定め）

第12条　利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附則

1　この利用規程は平成20年12月１日から適用します。

2　平成18年10月25日付けETCシステム利用規程は、本規定の適用をもって廃止します。

ETCシステム利用規程実施細則

（目的）

第1条　この実施細則は、ETCシステム利用規程（以下「規程」といいます。）第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

（利用方法）

第2条　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所（利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合、出口料金所（利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。）又は検札料金所（通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行するときは、入口料金所で用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

（通行方法）

第3条　ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線（ETC車線以外の車線をいいます。以下同じです。）又は混在車線（「ETC／一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。）を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートICでは利用証明書は発行しません。

2　ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続（以下本項において「手続」といいます。）を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示の上、ETCカードを手渡してください。ただし、スマートICでは開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

3　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所及び検札料金所でETC車線の利用ができないときは、いったん停車してETCカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。

4　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通行券を係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。

5　首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。

6　高速自動車国道において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

ETCシステム利用規程(3)

（徐行の方法）

第4条　規定第８条第１項第二号及び第六号並びに第２項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

（その他の事項）

第5条　次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者の名称	場　　合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 山口県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした車両を路線バス以外の用途で使用する場合又は車載器に路線バス以外の車両としてセットアップした車両を路線バスの用途で使用する場合	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線又は混在車線を通行し、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 山口県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社	車軸数が４の車両で車両制限令(昭和36年政令第265号)第３条第１項に定める限度以下のものが道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第１項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

ETCシステム取扱 道路管理者の名称	場　　合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 山口県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 奈良県道路公社	車軸数が2以上の車両であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する車両が被けん引車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 山口県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度(有料道路を利用する自動車がいったん有料道路外へ出たのち、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。)の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
阪神高速道路株式会社 福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ･トレーラー用トラクタで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。(ただし、阪神高速2号淀川左岸線、4号湾岸線及び5号湾岸線の料金所を除く。)
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該道路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。

ETCシステム利用規程(4)

ETCシステム取扱 道路管理者の名称	場　　合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 山口県道路公社 宮城県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。但し、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。スマートICから流入し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

附則

1　この実施細則は、平成21年4月16日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。

2　平成20年11月19日付けETCシステム利用規程実施細則は、本実施細則の適用をもって廃止します。

故障かな？と思ったら(1)

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

ちょっとした操作のミスや接続のミスで故障と間違えることがあります。
修理を依頼される前に、下記のようなチェックをしてください。それでもなお異常があるときは、使用を中止してお買い上げの販売店にご連絡ください。

アドバイス

MUSIC STOCKER／DVDビデオ／CD／MP3／WMA／FM／AM／TV／AUX／VTR／iPod／SD／Bluetooth Audio／ハンズフリー(電話)の再生に関する内容については、別冊の「日産オリジナルマルチシステム(詳細版)」をご覧ください。

基本的な操作関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
電源が入らない。	電源コードの接続が不完全。	接続を確認してください。	―
ナビゲーション画面(地図)が乱れる。	電気的ノイズを発生する機器(携帯電話や無線機器など)を本機の近くで使用している。	本機から離して使用するか、それらの機器の使用を中止してください。	―
映像が出ない。	明るさ／コントラスト調整が暗い方いっぱいになっている。	明るさ／コントラストを調整してください。	H-2
	画面消しになっている。	画面をタッチして解除してください。	H-5
低温時(0°以下)に車のキースイッチをONにすると、しばらく画面が暗い。	液晶(内部照明装置(バックライト))の特性によるものです。	故障ではありません。しばらくそのままでお待ちください。本体の温度が上がると元に戻ります。	―
オーディオの音声が出ない。	音量調整が最小になっている。	パネルの［－ 音量 ＋］／［＋］［－］で調整してください。	―
	音を消している。(消音中) (［✱］(オプション)に消音を設定している場合)	［✱］(オプション)を押して消音を解除してください。	G-3
ディスプレイ部が閉じない。	SDカードが奥まで差し込まれていない。	奥まで差し込んでください。	B-6
	ディスク排出処理中。	排出が終わったらディスクを取り出してください。取り出さないとディスプレイ部は閉じません。	B-5
本機に設定した内容、登録地などが消失している。	● 初期化を行なった ● 本機の使用を誤った ● ノイズの影響を受けた ● 修理を依頼した などにより本機に設定した内容が消失する場合があります。	消失したデータについては補償できません。	―

故障かな？と思ったら(2)

自車マーク関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
平面地図画面と3Dビューで地名表示が異なる。	画面が煩雑にならないよう、文字情報の間引き処理を行なっています。また道路や地名などを複数表示することもあります。	故障ではありません。	—
現在地が正しく表示されない。	走行条件やGPS衛星の状態により、表示誤差が生じた。	GPS衛星電波を受信してください。	A–14
自車を移動させても地図がスクロールしない。	現在地表示になっていない。	現在地 を押してください。	—
自車マークが表示されない。	現在地表示になっていない。	現在地 を押してください。	—
走行すると道路が消える。	走行中は細街路を表示しません。	故障ではありません。	A–6
地図画面上のGPS受信表示がいつまでも灰色のまま。	GPSアンテナ上に物が置いてあるため、GPS衛星からの電波が受信できない。	アンテナ取り付け位置上部に物を置いたり、GPSアンテナにペンキやワックス等を塗ったりしないでください。また、積もった雪は、取り除いてください。	A–7
	GPS衛星の受信感度が悪い。	GPS衛星からの電波が安定するまでお待ちください。	A–14
自車位置精度が悪い。	タイヤチェーンの装着、本システムの他車への載せ替えなどにより、車速パルスからの車速推定にずれ(進みや遅れ)が発生した。	しばらく(およそ30km/hの速度で30分程度)走行すると自動的に調整されます。または、センサー学習度を消去してください。	G–33
	GPS内蔵レーダー探知機を設置している。	本機やGPSアンテナから離れた位置にGPS内蔵レーダー探知機を設置するか、使用しないでください。	—

音声案内関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
音声案内しない。	探索されたルートを外れている。	探索されたルートに戻るか、再度ルート探索を行なってください。	D–4
	“ルート案内”が停止になっている。	“ルート案内”を開始してください。	D–22
	消音 をタッチして音声を出なくしている。	消音 をタッチして解除してください。	F–27
実際の道路と案内が異なる。	音声案内の内容は右左折する方向、他の道路との接続形態などにより異なった内容になる場合があります。	実際の交通ルールにしたがって走行してください。	—

目的地/経由地/メニュー項目などが選択または設定できない

症　状	原　因	処　置	参考ページ
再探索時、経由地を探索しない。	すでに経由地を通過した、または通過したと判断した。	通過した経由地を再び経由したい場合は、再度ルート設定を行なってください。	—
ルート情報が表示されない。	ルート探索を行なっていない。	目的地を設定し、ルート探索を行なってください。	D–4
	"ルート案内"が停止になっている。	"ルート案内"を開始してください。	D–22
ルート探索後、有料道路出入口付近を通っても、案内記号が表示されない。	自車マークが探索されたルートを走行していない。（案内記号は、探索されたルート内容に関係があるマークのみを表示）	探索されたルート上を走行してください。	—
経由地が設定できない。	すでに経由地を5か所設定している。	経由地は5か所以上設定することはできません。数回に分けて探索を行なってください。	—

VICS関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
VICS情報（レベル1とレベル2）が表示されない。	VICS情報を受信していない。	情報を受信していないときは、表示できません。情報を受信できるまでお待ちください。	—
	交通情報番組を選択していない。	交通情報番組(VICS)を受信します を選択してください。	E–12
VICS情報（レベル3）が表示されない。	VICS情報を受信していない。	情報を受信していないときは、表示できません。情報を受信できるまでお待ちください。	—
	交通情報番組(VICS)を受信します を選択していない。	交通情報番組(VICS)を受信します を選択してください。	E–12
一般情報が表示されない。	パーキングブレーキ信号入力リード線を配線していない。	パーキングブレーキ信号入力リード線を配線していない場合は、配線してください。安全な場所に車を止め、パーキングブレーキをかけてください。	—
	パーキングブレーキ信号入力リード線は配線しているが、パーキングブレーキをかけていない。		
	一般情報を受信していない。	情報を受信していないときは、表示できません。情報を受信できるまでお待ちください。	—
	一般情報番組を受信します を選択していない。	一般情報番組を受信します を選択してください。	E–12

故障かな？と思ったら(3)

パソコン連携(いつもNAVI)

症　状	原　因	処　置	参考ページ
SDカードから読み込んだ地点／ルート情報が表示できない。	SDカード内にデータがない／データはあるがフォルダ名が違う／フォルダ名を全角で入力している。	パソコンに半角で"DRIVE"という名前のフォルダを作成し、指定Webサイトから地点／ルートをDRIVEフォルダにダウンロードしてSDカードに移動(ドラッグアンドドロップ)してください。	A-18

ルート探索関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
探索されたルートが表示されない。	目的地の近くに道路がない。	目的地を近くの道路まで位置修正してください。特に、上り下りで道路が別々に表示されているような場所では進行方向に注意の上、道路上に目的地や経由地を設定してください。	―
	出発地と目的地が近い。	距離を離してください。	―
探索されたルートが途切れて表示される。	探索では、細街路※(灰色(細線)の道路)を使用しないエリアがあるため*、現在地または経由地が途中から表示されたり、または途切れたりすることがあります。	故障ではありません。	H-21
大回りな自動ルートを探索する。	探索では、細街路(灰色(細線)の道路)を使用しないエリアがあるため*、大回りなルートになることがあります。	基本道路(灰色(細線)以外の道路)に近づけて設定してください。	H-21
	出発地、目的地付近の道路に規制がある(一方通行など)ときに遠回りのルートを出すことがあります。	出発地や目的地を少しずらして設定してください。 または、通りたいルートに経由地を設定してください。	―
	細街路(灰色(細線)の道路)を探索に使用するエリアでは、現在地および目的地(経由地)付近では左折を優先しているため、遠回りになることがあります。	故障ではありません。	H-21
	車の方向(矢印の向き)が目的地方向と逆のときは進行方向にそってルートを作成するため、遠回りのルートを作成することがあります。	故障ではありません。	―
ランドマークの表示が実際と異なる。	地形データの不備や誤りにより起こることがあります。	地図ソフトが古い場合がありますので、お買い上げの販売店にご相談ください。	―

症　状	原　因	処　置	参考ページ
出発地、経由地、目的地から離れたポイントにルートが引かれる。	地図上の出発地、経由地、目的地付近に経路探索用のデータが入っていないため、ルート案内の開始、経由、終了点が離れてしまう。	近くの道路上に目的地を設定してください。ただし、近くの道路が細街路(灰色(細線)の道路)の場合、少し離れた一般道路からルートが引かれる場合があります。	H-21
意図したルートとは違うルートが引かれる。	目的地の近くに探索可能な道路がない。	目的地と逆の車線に設定されたりし、正しいルートが作れないことがありますので、目的地は最詳細地図で車線等を確認して設定してください。	H-12
	目的地を建物の中心に設定している。		
	中央分離帯のある道路の反対側に目的地・経由地を設定している。	一方通行を考慮してルート探索するので大回りなルートを引く場合があります。最詳細地図で車線などを確認して設定してください。	H-12

＊印…政令指定都市、および県庁所在地以外(地図ソフトの更新により変わることがあります。)

※印…細街路とは道幅5.5m未満の道路のことをいいます。

サイドブラインドモニター関係

症　状	原　因	処　置	参考ページ
呼びかけても動作しない。または誤認識してしまう。	✱(オプション)を押していない。	✱(オプション)を押してください。	G-3
	バックビューモニターに切り替わっている。	✱(オプション)を押して、サイドブラインドモニターに切り替えてください。	G-8
	サイドブラインドモニター を選択していない。	サイドブラインドモニター を選択してください。	G-8
サイドブラインドモニターの映像が正しい方向(左前輪から前方向)に向いていない。	助手席側のドアが開いているか半ドアになっている。	助手席側のドアを閉じてください。	—
	助手席側のドアミラーが収納されている。	助手席のドアミラーを開いてください。	G-11
サイドブラインドモニターの映像が映らない。 映像の映りが悪い。	カメラレンズの前面ガラスが汚れている。	水を含ませた柔らかい布などで軽くふいてください。	G-15
	雨、雪などの水滴が付着している。	柔らかい布などでふき取ってください。	G-15
	太陽光や他の車のヘッドライトの光が直接カメラレンズ面に当たっている。	レンズ面に当たっている光が消えれば元に戻ります。	G-15
夜間の照明が暗い。	ドアミラーの補助照明のカバー部分が汚れている。	水を含ませた柔らかい布などで、軽くふいてください。	G-15
	画質調整が適切でない。	明るさ／コントラストを調整してください。	H-2

ナビゲーション

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考ページ
“受信局が変化しました。情報を受信中です。”(FM多重)	FM多重のVICS情報(レベル1／レベル2)表示中に受信周波数が変わり、その後、FM多重の情報を受信したが、表示可能な情報ではないとき。	表示可能な情報が受信できるまでは、“受信局が変化しました。情報を受信中です。”が表示されたままとなります。しばらく待っても表示が変わらない場合は、放送エリア外にある、または、エリア内にあるが電波状況が悪く、受信できない可能性があります。放送エリア内、または電波の良いところへ移動してください。	—
“情報の受信中です。”(FM多重)	FM多重の表示しようとしている情報が受信できていないとき。(受信感度は良い)	受信できるまでしばらくお待ちください。	—
“ビーコンの接続が確認できません。”(ビーコン)	別売のビーコンキットが正しく接続されていないとき。	接続を確認してください。	—
“サーチ中は登録できません。”(FM多重)	放送局のサーチ中に、未設定 を約1.5秒以上タッチしたとき。	サーチが完了して周波数が表示された後、左記の操作をしてください。表示されている周波数が保存されます。	E-22
“放送局は登録されていません。”(FM多重)	放送局を1つもプリセットしていないときに、未設定 をタッチしたとき。	あらかじめ、放送局をプリセットしておかないと、この機能は働きません。放送局をプリセットしてください。	E-22
“情報を受信していません。”(FM多重)	受信エリア外に居るとき。	受信エリア外では、受信できません。受信エリア内に移動してください。	E-9
	受信エリア内に居るが、電波状況が悪く、受信できないとき。	場所を移動してみてください。	E-9
	放送局のサーチ中に 文字情報 ／ 図形情報 をタッチしたとき。	サーチが完了して周波数が表示された後、左記の操作をしてください。	—
	VICS放送局を受信しているが、一般情報を受信する設定になっているとき。	交通情報を受信する場合は、交通情報を受信する設定にし、VICS放送局を受信してください。また、一般情報を受信する場合は、一般情報を受信する設定にし、一般情報放送局を受信してください。	E-12
	一般情報放送局を受信しているが、交通情報を受信する設定になっているとき。		
	VICS放送局でも、一般情報放送局でもない放送局(周波数)を受信しているとき。	すべてのFM放送局が交通情報／一般情報を放送しているわけではありません。交通情報／一般情報を放送している放送局を受信してください。	E-9 E-10

ナビゲーション

メッセージ表示	メッセージが出るとき	本機の動作および処置	参考ページ
“この情報は表示できません。”	走行中に文字情報または図形情報を表示しようとしたとき。	パーキングブレーキ信号入力リード線を配線していない場合は、配線してください。安全な場所に車を止めてください。	—
“SDカード内に位置情報ファイルが見つかりません。”	SDカード内に該当するデータがないとき。	指定のWebサイトからデータを書き込みしてください。	—
“SDカード再生中は操作できません。再生を停止しますか？”	AVモードを使用しているとき。	AVモードを終了してください。	H–6
“SDカードを読めませんでした。SDカードが挿入されているか確認してください。”	SDカードが差し込まれていないとき。	車のキースイッチをOFFにし、SDカードを確実に差し込み、車のキースイッチをONにしてください。	B–6
	SDカードが挿入されていないとき。	指定のWebサイトから地点／ルート探索したデータが書き込まれているSDカードを挿入してください。	—
	SDカードは挿入されているが、認識できていないとき。	SDカードがこわれている可能性があります。別のSDカードを挿入してください。	—

主な仕様

HS310D-A
HS310D-W

モニター部

種類	液晶カラーモニター
駆動方式	TFTアクティブマトリックス方式
画面サイズ	7V型
使用光源	冷陰極管

地上デジタルテレビ部

受信チャンネル	000～999 UHF：13～62チャンネル
放送方式	地上デジタル放送方式(日本) 12セグ／ワンセグ
アンテナ入力端子	専用端子

ナビゲーション部

GPSアンテナ	マイクロストリップ 平面アンテナ
受信周波数	1575.42MHz(C/Aコード)
受信方式	パラレル16チャンネル
受信感度	－142dBm
位置更新時間	約0.25秒
フォーマット	オリジナルHDDフォーマット

CD部

S／N	75dB以上
周波数特性	20～20,000Hz
高調波ひずみ率	0.1%以下(1kHz)

ラジオ・チューナー部

回路方式	AM／FM／MPX ラジオPLL方式
受信周波数	FM 76.0～90.0MHz AM 522～1629kHz
実用感度	FM 15dB μ AM 32dB μ
S／N比	FM 55dB AM 50dB
ステレオセパレーション	FM 20dB
歪率	FM 0.3% AM 0.5%

DVD部

周波数特性	20Hz～20,000Hz
S／N比	80dB以上
高調波ひずみ率	0.1%以下(1kHz)
ダイナミックレンジ	80dB以上

入出力端子

電源入力端子	TH18専用コネクター
外部入力端子	TH8専用コネクター (ケーブル別売)
外部出力端子	RCA(映像・後席専用モニター用)
ビーコン入力端子	ミニDIN8ピン
GPSアンテナ入力端子	GPSコネクター
ラジオ入力端子 (VICS入力端子)	GT13専用コネクター (ラジオ入力端子と共用)
iPod端子	13ピン専用コネクター
ETC端子	5ピン専用コネクター
AUX入力端子	3.5φ(HS310D-Wの場合)
マイク入力端子	ミニジャック

その他

HS310D-A の場合

電源	DC12V
最大出力	43W×4(14.4V)
外形寸法	約178×100×160mm (幅×高さ×奥行き) ※突起部は除く。
質量(本体のみ)	約2750g

HS310D-W の場合

電源	DC12V
最大出力	43W×4(14.4V)
外形寸法	約206×106×160mm (幅×高さ×奥行き) ※突起部は除く。
質量(本体のみ)	約2800g

※仕様およびデザインは、改良のため予告なく変更することがあります。

※モニター部の画面サイズのV型(7V型等)は、有効画面の対角寸法を基準とした大きさの目安です。

モニター部

種類	液晶カラーモニター
駆動方式	TFTアクティブマトリックス方式
画面サイズ	7V型
使用光源	冷陰極管

地上デジタルテレビ部

受信チャンネル	000～999 UHF：13～62チャンネル
放送方式	地上デジタル放送方式（日本） ワンセグ
アンテナ入力端子	専用端子

ナビゲーション部

GPSアンテナ	マイクロストリップ 平面アンテナ
受信周波数	1575.42MHz（C/Aコード）
受信方式	パラレル16チャンネル
受信感度	－142dBm
位置更新時間	約0.25秒
フォーマット	オリジナルHDDフォーマット

CD部

S／N	75dB以上
周波数特性	20～20,000Hz
高調波ひずみ率	0.1%以下（1kHz）

ラジオ・チューナー部

回路方式	AM／FM／MPX ラジオPLL方式
受信周波数	FM 76.0～90.0MHz AM 522～1629kHz
実用感度	FM 15dB μ AM 32dB μ
S／N比	FM 55dB AM 50dB
ステレオセパレーション	FM 20dB
歪率	FM 0.3% AM 0.5%

DVD部

周波数特性	20Hz～20,000Hz
S／N比	80dB以上
高調波ひずみ率	0.1%以下（1kHz）
ダイナミックレンジ	80dB以上

入出力端子

電源入力端子	TH18専用コネクター
外部入力端子	TH8専用コネクター （ケーブル別売）
外部出力端子	RCA（映像・後席専用モニター用）
ビーコン入力端子	ミニDIN8ピン
GPSアンテナ入力端子	GPSコネクター
ラジオ入力端子 （VICS入力端子）	GT13専用コネクター （ラジオ入力端子と共用）
iPod端子	13ピン専用コネクター
ETC端子	5ピン専用コネクター
AUX入力端子	3.5φ（HS310-Wの場合）
マイク入力端子	ミニジャック

その他

HS310-A の場合

電源	DC12V
最大出力	43W×4（14.4V）
外形寸法	約178×100×160mm （幅×高さ×奥行き） ※突起部は除く。
質量（本体のみ）	約2600g

HS310-W の場合

電源	DC12V
最大出力	43W×4（14.4V）
外形寸法	約206×106×160mm （幅×高さ×奥行き） ※突起部は除く。
質量（本体のみ）	約2700g

※仕様およびデザインは、改良のため予告なく変更することがあります。

※モニター部の画面サイズのV型（7V型等）は、有効画面の対角寸法を基準とした大きさの目安です。

初期設定一覧

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

各種設定初期状態は下記のとおりです。

ナビゲーション

区分	項目	初期設定
画面表示	メイン画面	進行方向を上 スケール＝25m（詳細）
画面表示	右画面	3D スケール＝100m
エコ運転診断	エコ表示設定＝しない	
FM多重	受信番組設定＝交通情報番組（VICS）を受信します	
FM多重	周波数設定	自動選局＝ON プリセット選局＝未設定
表示	地図表示設定	メイン画面用地図設定 住所の色分けを表示＝しない 名称の文字サイズ＝小 吹き出しを表示＝する 標高地図を表示＝する 地図モード＝進行方向 3Dの視覚調整＝10目盛中左から1目盛目
表示	地図表示設定	右画面用地図設定 右画面に地図表示＝しない 住所の色分けを表示＝しない 名称の文字サイズ＝小 吹き出しを表示＝する 標高地図を表示＝する 地図モード＝3D 3Dの視覚調整＝10目盛中左から1目盛目
表示	地図表示設定	地図色設定 昼夜切り替え＝スモール連動 標高地図色＝季節連動
表示	地図表示設定	情報バー表示設定 MAPCODEを表示＝する 地図情報を表示＝住所名 AUDIO情報を表示＝しない
表示	地図表示設定	その他設定 緯度・経度を表示＝しない 登録地を表示＝する
表示	ルート案内設定	全ルートの表示＝する 交差点情報の表示＝する ルート色の表示＝黄色 ETCレーンの表示＝する ルート情報の表示＝しない ハイウェイモードの表示＝する JCTビューの表示＝する 交差点拡大図の表示＝する リアル3D表示＝する 方面看板の表示＝する AV画面中の案内割り込み＝する
表示	ランドマーク設定	カーディーラー＝日産、日産部品 レンタカー＝日産レンタカー カー用品＝カレスト、ピットワーク
表示	カーマーク	矢印（赤）
表示	Bilingual	OFF
軌跡	軌跡記録スタート／ストップ＝ストップ 軌跡保存データ＝なし	
音声案内	15段階中7段階目 案内設定 合流案内＝案内中 踏み切り案内＝案内中 専用レーン案内＝ON 高速走行時の音声切替＝ON VICS案内＝ON 休憩メッセージ案内＝ON	
登録地	登録地点＝未登録 お気に入り地点＝未登録	
到着予想	自動＝ON 一般道路＝35km/h 国道＝45km/h 有料道路＝80km/h	
探索条件	探索条件＝自動 料金表示＝普通車 自動再探索＝する フェリーを優先＝しない 季節規制考慮＝する 時間規制道路を考慮＝する スマートICを利用＝しない ルート学習結果を利用＝する VICS自動再探索＝する VICS情報を考慮＝する 統計交通情報を考慮＝する	

VICS	VICS表示設定	一般道＝ON、　有料道＝ON 規制＝ON、　点滅＝ON 駐車場＝ON、 渋滞無し＝OFF、渋滞混雑＝ON
	ビーコン車種設定	普通車（別売のビーコンキット接続時）
	ビーコン割込み設定	ビーコン受信音＝する ビーコン割込み＝する（別売のビーコンキット接続時）
オプションボタン	消音	
カメラ	バックビューモニター＝OFF サイドブラインドモニター＝OFF フロントサイドビューモニター＝OFF	
ETC	カード挿入表示＝する ETC音声ガイド＝する カード入れ忘れ警告＝する カード有効期限切れ警告＝する	
セキュリティ	セキュリティ設定＝しない 盗難多発地点音声警告＝する 盗難多発地点表示警告＝する iPod抜き忘れ警告＝する	
メンテナンス	オイル交換＝しない クリーンフィルター交換＝しない バッテリー交換＝しない タイヤローテーション＝しない 結婚記念日＝しない 誕生日1＝しない 誕生日2＝しない お好み＝しない	
Quick MENU	自宅、お気に入り地点、周辺施設、再探索、 案内スタート／ストップ、渋滞地点、 地点を登録、右画面表示、メニュー配色、 エコ運転診断	
その他	キー操作音＝する 安全運転メッセージ＝する	
	アンテナ設定	パワーアンテナ＝OFF （表示灯消灯）

画面調整

メニュー配色	配色＝1	
画質調整	色の濃さ	16（カメラ映像※2）
	色合い	16（カメラ映像※2）
	明るさ	31 ナビ、カメラ映像※2、共通
	明るさ（イルミ※1 ON時）	15（サイドブラインドモニターは16） ナビ、カメラ映像※2、共通
	コントラスト	16 ナビ、カメラ映像※2、共通
	ディスプレイ	フル

※ナビゲーション画面時は、色の濃さ／色合い／ディスプレイ選択は表示されません。

※1印…イルミ＝イルミネーション
※2印…カメラ映像＝バックビューモニター・フロントサイドビューモニター・サイドブラインドモニター

〔初期設定一覧〕
その他

別売品(システムアップ)について

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

①ビーコンキット

電波・光ビーコンを媒体とし送られてくる***VICS***情報(レベル1～3)を本機で見ることができます。

②ETCユニット

③ナビリモコン

本機でナビゲーション操作やオーディオ操作するための専用リモコンです。

④バックビューモニター

⑤フロントサイドビューモニター

⑥サイドブラインドモニター

⑦音声ケーブル

市販のポータブルオーディオ機器を接続する場合に必要です。

⑧AVケーブル

市販のVTR機器を接続する場合に必要です。

⑨VTRケーブル

市販のポータブルオーディオ機器やVTR機器を接続する場合に必要です。

⑩後席専用モニター

⑪音声ケーブル☆

市販のポータブルオーディオ機器を接続する場合に必要です。

車両ラジオアンテナ

付属 GPSアンテナ

HS310D-W／HS310-W

付属 iPod用接続ケーブル

市販 ⑪ 音声ケーブル☆

付属 マイク

別売 ① ビーコンキット

別売 ② ETCユニット

付属 地上デジタルテレビ放送用フィルムアンテナ
※HS310-Wのフィルムアンテナは1本です。

別売 ④ バックビューモニター

別売 ⑤ フロントサイドビューモニター

別売 ⑥ サイドブラインドモニター

別売 ⑦ 音声ケーブル
⑧ AVケーブル
⑨ VTRケーブル

別売 ③ ナビリモコン

別売 ⑩ 後席専用モニター

※コピーガードがかかっている番組やDVDは録画機器を経由してモニターで視聴すると正常に受像できません。コピーガードがかかっている番組やDVDを視聴する場合は、録画機器を経由しないで直接、本機とモニターを接続してください。

アドバイス

- ☆印…HS310D-W／HS310-Wの場合
- 本機で使用できる別売品については、お買い上げの販売店におたずねください。
- ⑦〜⑪につきましては、別冊の日産オリジナルマルチシステム（詳細版）L-3、N-3も参照してください。

個人情報の取り扱いについて

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

本機を他人に譲り渡したり処分などされる場合はプライバシー保護のため、お客様の責任において本機の情報を消去してください。

工場出荷状態に戻す

■ 個人情報に関わる設定を初期化する場合

「データを初期化(消去)する」G-33

地図データの更新について

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

本機では購入より3年間に1度、無料で地図更新ができます。車両初度登録年月日もしくは本機の購入日より3年以内の日産販売会社(ディーラー)での有料点検入庫時(12ヶ月／24ヶ月法定点検、3年目車検)に限り1回有効です。それ以外の地図更新は有料となります。詳しくは日産販売会社(ディーラー)にご相談ください。

本内容は2010年4月現在の予定です。実際には内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

保証／アフターサービスについて

HS310D-A HS310-A
HS310D-W HS310-W

保証について

保証期間は、お買い上げ日またはお取付け日から３年です。
ただし、その期間内でも走行距離が60,000kmまでといたします。
お買い上げの販売会社から発行される「日産純正オプション部品保証書」に必要事項が記入されているかお確かめのうえ、お客さまの「車検証入れ」などに入れて大切に保管してください。

アフターサービスについて

調子が悪いときは、この説明書をもう一度ご覧になってお調べください。
それでも調子が悪いときは、お買い上げの販売会社にご相談ください。

この商品は、海外ではご使用になれません。
FOR USE IN JAPAN ONLY

愛情点検

★長年ご使用のナビゲーションの点検をぜひ！★
（熱、湿気、ホコリなどの影響や使用の度合いにより商品が劣化し、故障したり、時には、安全性を損なって事故につながることもあります。）

こんな症状はありませんか	●電源スイッチを入れても音や映像が出ない。●電源スイッチを切っても音や映像が消えない。●変なにおいがしたり、煙が出たりする。●内部に水や異物が入った。●その他の異常や故障がある。

➡

使用中止
故障や事故防止のため、使用を中止し、必ず販売店にご相談ください。